

議案第40号

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年逗子市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額について、改正の要あるため提案する。